

学習内容としての武道の検討

秋田大学

長澤 光雄

武道の矛盾

学習指導要領では、中学校と高等学校の保健体育科で、武道の領域で示されている学習内容には相違点がある。日常会話のなかで相撲を武道と呼ぶことはないが、中学校の武道領域は柔道、剣道、相撲のなかから一を選択して履修させるとされている。しかし、高校では柔道か剣道の、いずれかを選択して履修させるとされている。学習内容の選択肢が、三種目と二種目の違いがある。相撲が高校では学習内容から外れる理由について、筆者の知る限り公にさ

れていない。ただ、一九八九年の学習指導要領改訂で、それまで格技と示されていた領域名称が、武道と変更になったときに、改訂作業に従事した当時の文部省担当者の話しを聞く機会があった。一〇年ほど前の日本体育学会体育科教育専門分科会シンポジウムにおいて、「中学と高校で同じ種目を学習するにあたって、高校ではより専門的な内容を学習する。その際に、相撲のより専門的な学習には、まわしを着けることが必須となる。学校でまわしを着けさせることは難しい」と、その根拠となるエピソードを紹介していた。また、中学校武道必修化を前に二〇一二年二月のNHK「クローズアップ現代」の

柔道の危険性に関連した番組で、土俵の未整備が、相撲を高校で扱わない理由として放送されていた。まわしと土俵は、教育の内外事項区分論から見れば外的事項であり、ハードウェアとソフトウェアからとらえればハードウェアに該当し、予算措置が講じられれば解決する課題である。必修化に伴い、武道場の整備に予算措置がとられている実態とは矛盾がある。要するに、一般社会で相撲を武道に含めない常識的対応が反映されたと考えられる。ちなみに相撲の学習には、体育着の外に着けられる簡易まわしや、屋内で使われる土俵マットの活用がされている。

学習指導要領は、学校教育の大綱的基準として文部科学省が告示したものである。体育あるいは保健体育の部分には、多くの箇所に独自の表現を用いて一般常識から外れた内容や、学問的知見と整合性のない記述が見られるが、高校で相撲を扱わないこの対応は逆である。つまり、一般常識に従った一例と考えられる。さもなければ、戦前の旧制中学と師範学校で必修であった柔道あるいは剣道が、今になっ

てまた復活したのかとも考えられる。

学習内容の選択肢が、中学校三種目から高校二種目に減るが、高校に設けられることがある専門学科の体育科では、さらに異なっている。体育科の学習領域のなかにスポーツⅢがあり、それは武道と諸外国の対人競技で構成されている。その武道には、柔道、剣道、相撲、なぎなた、弓道の五種目が示されているのである。この選択肢の拡大は、一種目を深く追求する学習形態をとることの多い専門学科の体育科で、学習の便宜が図られた結果とも考えられる。同じスポーツⅢのなかにある諸外国の対人競技としては、レスリングが示されている。領域名称変更前の格技であった時代は、普通科の生徒が履修する高等学校保健体育科の学習内容には、このレスリングが含まれていた。武道と領域名称が変更になると、おのずとレスリングが排除されることとなった。逆に、専門学科のスポーツⅢの武道には、対人競技ではなくシューティングスポーツととえられる弓道が含まれてきた。中学校および高等学校学習指導要領解説の保健体育編（二〇〇八および〇九年、文部

科学省)では、武道は「相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である」としている。これは明確に対人競技の定義であり、弓道などのシューティングスポーツは含まれてこない。従って、同じ武道であっても、一般の中学・高校生が履修する武道は対人競技であり、高校の専門学科体育科スポーツⅢに示された武道は、異なった競技群となる矛盾を表している。

前記の指導要領解説にある武道の定義には「武技、武術などから発生した我が国固有の文化」である、と修飾語がつけられている。弓道が専門学科体育科の学習内容に示されたのは、領域名称が格技から武道に変更になったときである。武道という用語は、国際武道大学附属武道・スポーツ研究所が発行した武道論集第一集(二〇〇八年)「武道の歴史とその精神」によると、大正時代に柔道、剣道、弓道の総称として使われ出したそうである。そのなかでさらに、現在武道に含まれる種目として、「一九七七年に設

立された日本武道協議会を構成する連盟の九種目を指すのが一般的」とされ、その九種目は、先の体育科スポーツⅢの武道の五種目に空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道の四種目が加わっている。さらに「日本において独自に発展した武術文化を基にして、近代になって、西欧的なスポーツに学びながらそれに対抗して、近代的に再編して成立した運動文化」と定義している。これは、中学校において武道を必修とする根拠として示された中央教育審議会答申(二〇〇八年)の「我が国固有の伝統と文化に、よりいっそう触れる」対象としては合致していないことは明白である。また、少林寺拳法と銃剣道の起源はそれぞれ中国とフランスであり、わが国固有の伝統文化とは言えないのである。前記の日本武道協議会は、九連盟に加え日本武道館が構成団体となっていて、武道憲章を公表している。そのなかでも、「日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て、術から道に発展した伝統文化」と定義しているが、この定義にも武道の構成種目をこの九種目とすることは矛盾がある。

逆に、日本拳法連盟 (www.nipponkempo.jp) も日本拳法は武道であると宣言しているが、日本武道協議会には加盟していない。しかし筆者には、これも武道の一種目と見受けられる。

どの種目を武道ととらえるか、このように混乱が続いている。先に触れた格技から武道へ領域名称が変更になったときには、武道に含まれる種目の紹介はなかった。現在は、中学校学習指導要領解説保健体育編の巻末参考資料（一七四頁、二〇〇八年、文部科学省）に「日本武道協議会加盟団体実施種目」として、九種目の名称が掲載されている。どうも、文部科学省もこれらを武道としているようである。ここに記載された背景には、学習指導要領の武道に関する「内容の取扱い」の記載内容と関係がある。そこには、「地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができる」となっていて、「その他の武道」がどの種目をさすか、示さなければならぬ必要に迫られたから、と考えられるのである。領域名称変更時と、その次の一九九八年学習指導要領改訂時にも、「その他の

武道」が何を示すのか明らかにならず、一部混乱が発生していた。健康増進のために中国文化圏で盛んに行われている太極拳も、その名が武術由来であることを表し、健康増進に寄与していることから、武道として扱う例も見受けられた。ちなみに、秋田県立武道館で新春に行われる武道まつりに、太極拳の集団演技が披露されていて、武道の一種目ととらえる場合もある。高等学校学習指導要領では、武道に関する「内容の取扱い」として「地域や学校の実態に応じて、相撲、なぎなた、弓道などのその他の武道についても履修させることができる」となっていて、柔道と剣道を加えた五種目は専門学科の体育科のスポーツⅢの武道と同じになる。専門学科のスポーツⅢの武道に関する「内容の取扱い」では前記五種目を示した後に「その他の武道についても、地域や学校の実態に応じて扱うことができる」となっていて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道の四種目も学校教育の授業で取り扱うことを、許容していると解釈できる。しかし、高等学校学習指導要領解説には、日本武道協議会や空手道以下の四種目の

記載は一切見受けられない。もしも記載があったなら、銃の形をした用具を用いた銃剣道という種目も含むことから、武道が戦闘行為に直結する印象を与え、武道全体の指導に支障が出るであろう。また、宗教上の理由により、剣道の履修を拒否した神戸高専生が退学処分を受けたことが違法とされた判例（一九九六年最高裁）もあり、中学校で必修とする内容として、不適切であることが明確になったであろう。

武道は必修に値する運動か

教育基本法（二〇〇六年）の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことも教育の目標の一つに示されている。しかし、前述のようにわが国固有の伝統文化とは考えられない武道の履修によって、そのような心情を深めることはきわめて困難である。体操という教科名が、第二次世界大戦中は体錬科（一九四一年、国民学校令）となって、武道として柔道と剣道が必修となり、

軍事訓練も教科の内容に含まれた。このことを踏まれば、学校教育法で「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る」学習内容として、武道の領域名はふさわしくないと考えられる。心身の調和的発達を図る上で、各種スポーツの独自の要素を理解し習得するために、体育の学習において対人競技の基礎的内容を経験することは有意義である。一対一で競い合う対人競技には、本論で取り上げた柔道やレスリング等の種目に加え、二〇一二年のロンドンオリンピックではテコンドー、ボクシング、フェンシングが実施された。さらに世界各地には、モンゴル相撲やロシアのサンボ、タイ式ボクシングなど、多種多様に対人競技は存在している。それらは、安全性を考慮してルールが厳格に定められているが、直接相手を攻撃するため、マナーを守ることも厳しく求められているのは、日本の武道に限ったことではない。

受け身は柔道の基礎技能としてとらえられることが多いが、相撲やレスリングにおいても重要性が指

摘されている。これらの対人競技の受け身は、生活環境が整った現代では、日常の小さなアクシデントから経験的に学ばれていた安全に対処する方法の習得、すなわちけがの防止等に有効と考えられる。対人競技の試合において、力と技を直接比べる経験は、苦痛も伴うことがあるが、ルールとマナーにより安全性を保ち、相手を尊重する態度も求められ、発達途上の子どもには有益な経験となるであろう。それを武道に限ることは、教科の目標と食い違ってくると考えられる。学習領域名を対人競技か、かつて用いられた格技にすることが、体育の教科目標に適合しと考えられる。

武道とされた九種目の多くには、形（かた）の競技種目が設定されている。「合気道は他人と優劣を競うことをしないため、試合をおこないません」と宣言し、技を繰り返し稽古することを目的としている（www.aikikai.or.jp/jpu/index.htm）。前述のように太極拳は健康増進に寄与しているが、それぞれの形の習得にも体育的意義が見いだせると考えられる。ただし、現行指導要領の領域構成から考えると、武

道の形の学習は「体づくり運動」領域の「体ほぐしの運動では、心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」とされ、体ほぐしの運動に最もその目的が合致すると考えられる。仮に武道の名称のまま、わが国固有の伝統文化に触れるとするならば、形を学習することにより、可能性は高まるであろう。ただし前述の通り、対人競技としてではなく、体ほぐしの運動の領域における学習が、許される最大限の範囲であろうと考えられる。

また、形を競技種目とすると対人競技から採点競技へと競技形態が変化する。体操競技やシンクロナイズドスイミング、フィギュアスケートなど、審判の採点が得点化される競技は、近年は演技を構成する技の難易度と各技のできばえに基準を設け、採点の明確化が進んでいる。各武道の形を学習するためには、この採点基準の明確化も求められるであろう。剣道の試合において、勝敗の基準となる有効打突、一本、二本と数えられる行為であるが、気剣体の一致が求められているが、この気については分かりに

くいと言われている。そのことによつて、国際的な競技へと発展して行く妨げになつているとも聞かれる。形や気合の採点基準を明確化することで、それぞれの競技の矛盾点も明らかになるとも考えられる。

しかし、武道を学習内容とする根拠として示された伝統文化に触れることを考慮すれば、日本舞踊、能、茶道、華道、などの実践や、近年欧米で脚光を浴びている盆栽などを含め、総合的な学習の時間に学習することが、より妥当であろう。

一般の道場や相撲場には神棚が設置され、稽古の前後には神前に礼などの宗教的儀礼も実施されているようである。一部の学校にも神棚が設置されている可能性があるが、宗教色の一掃も必修に値する運動として、必須の条件と考えられる。基本的人権として信教の自由を保障した憲法二〇条の下で、マナーとしての礼は必要であるが、宗教性を秘めた部分は改善されなければ、義務教育において必修に値する学習内容とは、なり得ないであろう。

武道の安全な学習指導

前述のように武道であっても、形を学習することで安全性は格段に保たれるであろう。また、前に紹介したNHKの番組では柔道において、それほど大きな衝撃ではなくても、頭部をゆさぶられることで加速損傷という、重大な事故が発生する場合があることが紹介された。また、その番組のなかで最も強調されたのが、指導者の不足する現状である。どの種目の学習においても、専門的に追求し、子どもの発達や成長期の体の特徴を理解し、男女の身体的特徴を理解している指導者が、安全な学習指導を担うことができるのである。しかし、現行の教員免許法において養成された体育教員には、武道を安全に指導できる資質を備えることは、一部に限られる。教員による共働的指導と、子どもの主体的で、共感的学習が重視される現在の学校教育においても、武道を安全に学習する環境は整っていない。その不備を補うように、二〇一一年から一二年にかけ、文部科

学省から立て続けに通知文が発せられている。通知の内容は、教員の指導法研修や、武道場などの学習環境の整備に関してや、外部指導者として退職警察官を活用すること、武道協議会に加盟する各連盟に協力を求めることなどである。とくに、柔道の学習における重大なけがの危険性を回避するため、中学校学習指導要領保健体育編に例示された大外刈りについて、例示はしたが必ず指導しなければならぬ技ではない、との釈明も通知のなかに含まれている。さらに、条件が満たされていない場合には、柔道の授業開始を遅らせる指示も出ている。

武道と同時に必修となったダンスについても、指導の参考になる通知が文部科学省から出されているが、安全性については指示が出されていない。ダンスの学習には、危険性はほとんど考えられないことを裏づけている。また、一九七七年に学習指導要領が改訂されるまでは、陸上競技ではその特性に従い走、跳、投の種目から構成されて、砲丸投げが学習内容に含まれていた。しかし、安全性など、実施の際の問題が多いことを理由に、削除されている。柔

道の場合、その危険性は死亡事故発生割合の高さからも察知できる。そして、その多くが投げ技で発生していることから、砲丸投げ同様に、投げ技は学習内容から削除されてもいいのではないかと考えられる。形の学習によっても武道各種目の本質は習得できると考える武道関係者もいて、中学校保健体育の授業における柔道の学習から投げ技を排除し、寝技と形の学習により、安全性を高めた学習とすることが考えられる。

武道の安全な学習指導に関する提案をしたが、学習指導要領の大綱的基準としての位置づけの見直しも関連すると考えられる。身体的安全のみならず、実技を伴う体育の学習指導において、学習意欲に大きく関係する学習内容の魅力についても、考慮する時期にあると考えられる。すなわち学習内容の取捨選択について、もっと学校に委ねるべきと考えられる。前に記した学習指導要領の「内容の取扱い」には、武道のみならずダンスと球技においても、地域や学校の実態に応じてその他のダンスやその他の運動を、指導できることになっている。武道に関して

は、地域や学校の実態よりもさらに、指導する体育
教員の思いと、子どもの実態に従うべきだと考えら
れる。体育教員の思いも、独断に陥らないために、
教員免許状更新制を始めとする強制的な研修を排除
して、自主的研修によって充実することを願って論
を閉じる。

